



# タクシー・ハイヤー事業者の皆様へ

進めよう!  
ドライバーの  
働き方改革・TOKYO

## ～自動車運転者の時間外労働・拘束時間～ 中間点検！ チェックリスト

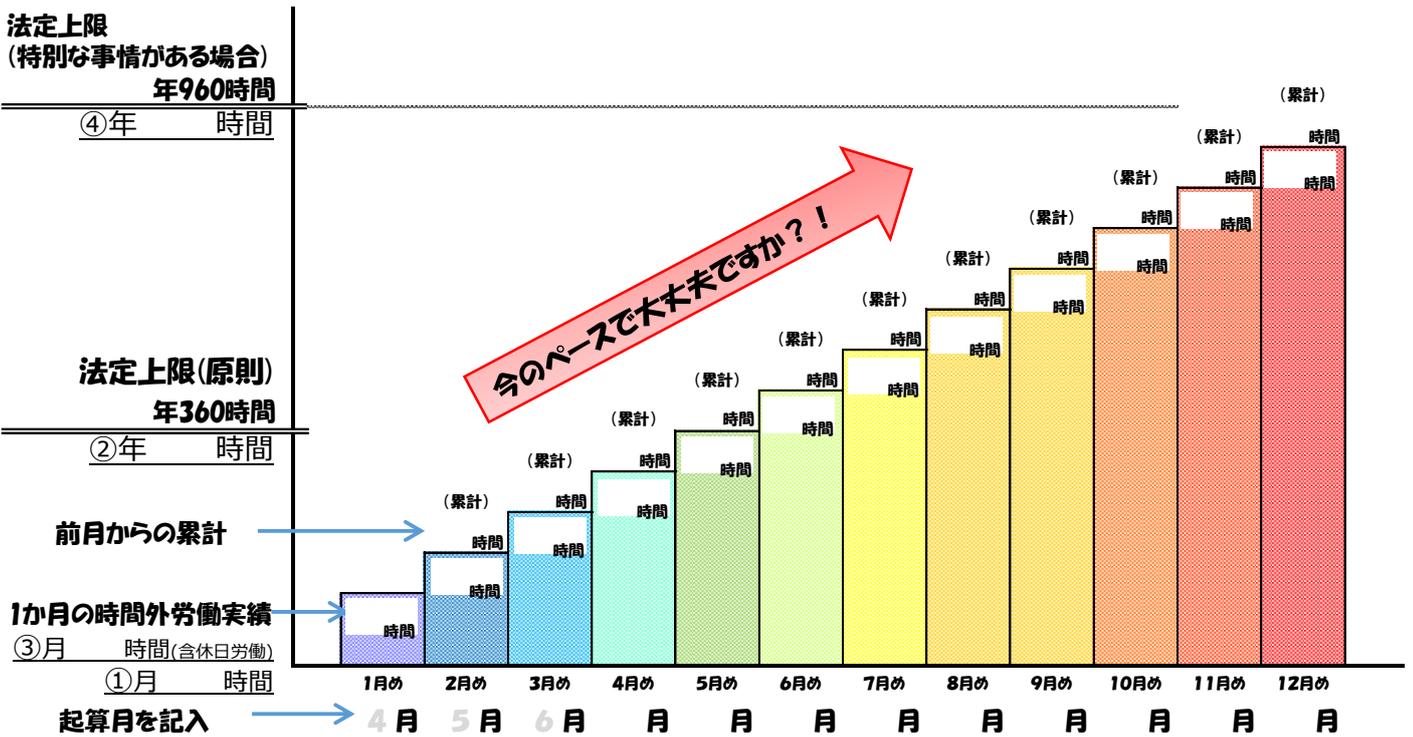
### Check1 36協定の内容を確認

36協定で定めた時間外労働の上限時間を記入してください

原則	① 1か月	時間 (月 45 時間まで)
	② 1年	時間 (年 360 時間まで)
特別条項	③ 1か月	時間
	④ 1年	時間 (年 960 時間まで)

### Check2 時間外・休日労働の状況を確認

時間外労働が最も長い労働者の実績を記入してみてください



### Check3 拘束時間の状況を確認

拘束時間が最も長い労働者の実績を記入してください

		起算月	2月め	3月め	4月め	5月め	6月め	7月め	8月め	9月め	10月め	11月め	12月め
1か月の拘束時間数	日勤 288 時間以内												
	隔勤 262 時間以内※												

○一日の拘束時間 \_\_\_\_\_ 時間 13 時間以内(上限 15 時間、14 時間超は週3回までが目安)

○一日の休息時間 \_\_\_\_\_ 時間 継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、9 時間を下回らない

※【例外】あり 詳細は裏面を参照

# 進めよう！ ドライバーの働き方改革・TOKYO

平素より、労働基準行政の運営につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

時間外労働の上限について、本年4月から自動車運転の業務に対しても適用されました。事業者の皆様には今一度労働時間の状況等の確認をお願いいたします。

1日8時間・週40時間を超えて労働させる(時間外労働)ためには、労働基準法に基づく労使協定(36協定)の締結・届出が必要です。

○原則：時間外労働は月45時間・年360時間以内

○特別条項：臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、**年960時間**を超えてはいけません

あわせて改善基準告示の内容もご確認よろしくお願ひします

**タクシー・ハイヤー運転者の改善基準告示**

令和6年4月～適用

日勤	1か月の拘束時間	288時間以内
	1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
	1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
隔勤	1か月の拘束時間	262時間以内(※1) <small>※1: 地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可(年6か月まで)</small>
	2層日の拘束時間	22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内
	2層日の休息期間	継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない



※「働き方改革」への取組を支えるため、労働基準監督署では労働時間相談・支援コーナーを設けています。また、職員が個別に訪問して労務管理についての点検やアドバイスなどに対応する「訪問支援」を実施しています。



「建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト」はこちらから

担当部署：三田労働基準監督署 方面  
〒108-0014  
東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館3階  
連絡先：03-3452-5473

(令和6年10月)